

## 次世代法及び女活法に基づく一般財団法人米子市文化財団一般事業主行動計画

子育て中の職員が仕事と育児を両立させやすく、また女性が活躍できる雇用環境を整備し、職員全員が仕事と生活の調和をとりやすい環境をつくることによって、全ての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のとおり行動計画を策定する。

- 1 計画期間 令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間
- 2 内容

**目標 1: 令和7年3月31日までに、所定外労働を削減するため、全施設がノー残業デーの徹底を行う。**

(対策)

- 令和2年4月～ 職員への周知徹底と状況把握
- 同 上 ～ 経営会議で実施状況についてヒアリング

**目標 2: 男性職員の育児参加のための休暇の取得促進**

- |          |        |       |
|----------|--------|-------|
| ● 妻の出産休暇 | 目標取得率  | 100%  |
|          | 目標達成時期 | 令和6年度 |

(対策)

- 令和2年4月～ 子育てに関連する既存の各種制度の周知徹底
- 同 上 ～ 対象者の所属長と本人への周知徹底

**目標 3: 介護休暇及び休業を取得しやすい職場づくりに努めるために周知と取得促進を行う。**

(対策)

- 令和2年4月～ 介護に関連する既存の各種制度の周知徹底